

○国立大学法人宇都宮大学障がい学生支援室要項

(学長裁定 平成 28 年 4 月 1 日)

改正 平成 31 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 国立大学法人宇都宮大学(以下「本学」という。)に、障がい学生が学生生活を送る際に適切な支援を推進するため、学長の下に宇都宮大学障がい学生支援室(以下「支援室」という。)を置く。

(業務)

第 2 条 支援室は、障がい学生の支援に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 入学に関すること。
- (2) 修学に関すること。
- (3) 学生生活に関すること。
- (4) 施設整備に関すること。
- (5) その他必要と認める事項

(職員)

第 3 条 支援室に次の者を置く。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 室員
- (4) その他学長が必要と認めた者

2 室長は、理事の中から学長が指名する者をもって充て、支援室の業務を掌理する。

3 副室長は、保健管理センター所長及び学務部長をもって充て、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 室員は、修学支援課長、学生支援課長、アドミッションセンター事務室長をもって充てる。

(個別支援チーム)

第 4 条 障がい学生の支援を円滑に実施するため、支援室に個別支援チーム(以下「チーム」という。)を置くことができる。

2 チームは、障がい学生の支援に係る次に掲げる業務を行う。

- (1) 当該学生の支援のための具体的事項に関すること。
- (2) 関連する学内委員会等への意見具申に関すること。
- (3) その他当該学生の支援のために必要な事項

3 チームは、前条第 1 項第二号から第四号及び次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 当該学生の学科長(教育学部にあつては、系の幹事)
- (2) 当該学生の指導教員 1 名以上

(3) 当該学生の学部事務部職員 1名以上

(4) その他室長が必要と認める者

4 チームにチームリーダーを置き、前項第一号の構成員をもって充てる。

5 チームリーダーは、必要に応じてチームを招集する。

6 チームは、必要に応じて構成員以外から、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 支援室に関する庶務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、支援室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日)

この要項は、平成31年4月1日から施行する。